

## よくある質問

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

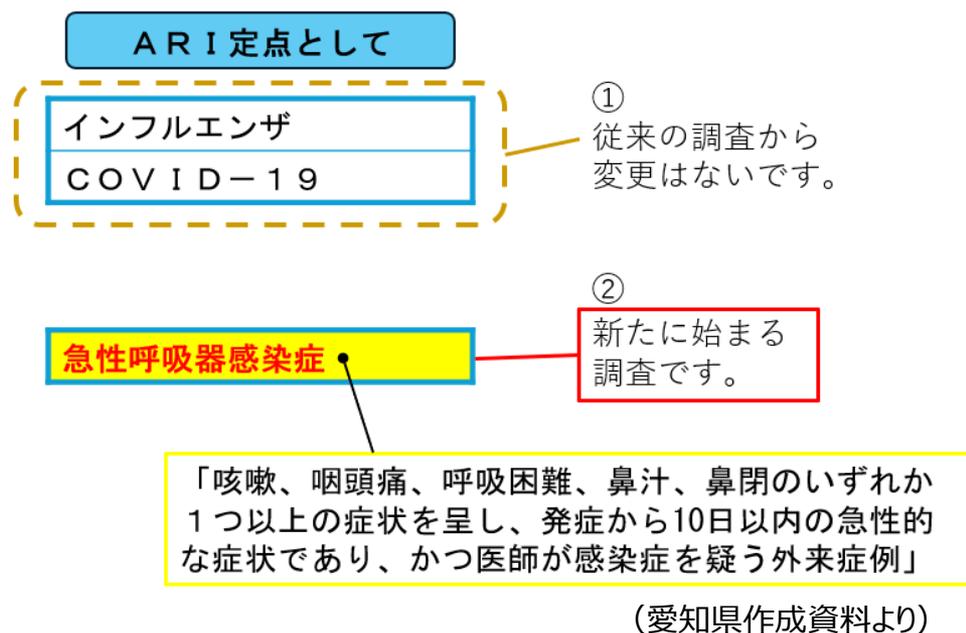
## よくある質問①

### 定点報告

問 内科定点で報告する感染症は具体的に何になりますか？

(回答)

- ・従来報告していたインフルエンザ、COVID-19に加えて、新たに急性呼吸器感染症（ARI）の報告をお願いします。
- ・急性呼吸器感染症（ARI）については、所定の様式にて、1週間当たりの患者数（症例定義に一致する者の数）の報告をお願いします。



- ・なお、これまでと同様、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナを個別に報告する必要ありません。

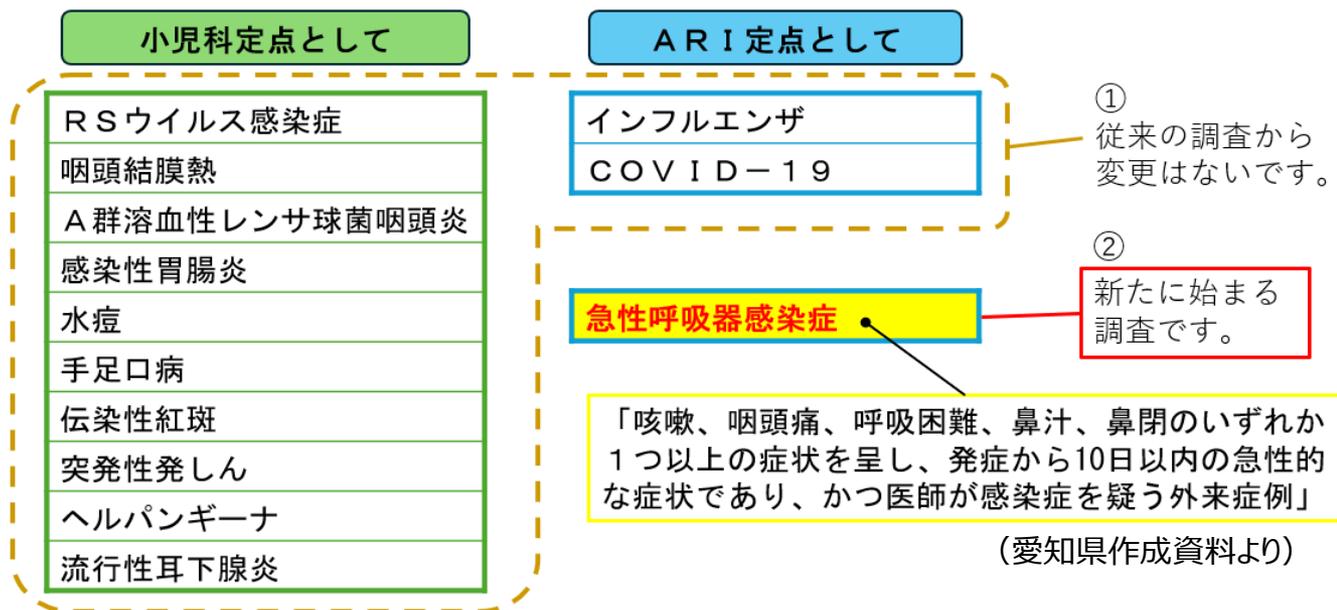
## よくある質問②

### 定点報告

問 小児科定点と急性呼吸器感染症（ARI）定点を兼ねる医療機関から報告する感染症は具体的に何になりますか？

（回答）

- 従来の小児科定点としての報告（インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、流行性耳下腺炎）に加え、新たに急性呼吸器感染症（ARI）の報告をお願いします。
- 急性呼吸器感染症（ARI）については、所定の様式にて、1週間あたりの患者数（症例定義に一致する者の数）の報告をお願いします。なお、年齢階級別報告欄が異なるため、ご確認をお願いします。



## よくある質問③

### 定点報告

問 インフルエンザやCOVID-19の届出基準を満たし、急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義※にも合致した場合、両方にカウントするのでしょうか？また、両方にカウントすることはサーベイランスとして問題はないのでしょうか？

（回答）

- はい、問題ありません。インフルエンザやCOVID-19にもカウントし、急性呼吸器感染症（ARI）にもカウントします。
- 同一の患者を両方に計上となりますが、症候群サーベイランス（症例定義に一致している者は、何人か）と、個別疾患の発生数を把握するサーベイランスは、異なる目的で実施しており、集計時も、インフルエンザやCOVID-19の発生数と、ARIサーベイランスの人数を足し上げて公表することはありません。

### 定点報告

問 同一患者が同じ週に複数回受診した場合の報告はどうなりますか？

（回答）

- 同一患者が同じ週に複数回受診した場合でも、症例定義※を満たす限りは、受診のタイミングごとに報告をお願いします。
  - 同一医療機関であっても、報告いただいて構いません。
- 例えば、月曜日と金曜日に受診した場合、それぞれ1人としてカウントします。

※急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義：

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか 1つ以上の症状を呈し、発症から 10 日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

## よくある質問④

### 定点報告

問 急性呼吸器感染症として報告された患者が、後日にインフルエンザやCOVID-19と診断された場合、報告はどのようにしたらよいですか？

(回答)

- ・初診時に急性呼吸器感染症（ARI）として計上し、後日インフルエンザやCOVID-19と診断された場合は、それぞれの感染症としても、重複して報告いただいて構いません。
- ・初診時の報告を修正する必要はありません。

### 定点報告

問 後日の検査結果で他疾患と判明した場合の報告修正は必要でしょうか？

(回答)

- ・後日、別の疾患で判明した場合にも、修正の必要はありません。  
症例定義に一致する状態であったことは事実であり、誤りではありません。
- ・感染症法に基づく全数把握は、医師が当該感染症と診断した場合において届出が定められているものであり、病原体定点から収集された検体から、全数把握の対象感染症である病原体が検出された場合、検体を提出した定点医療機関の管理者へ遡って、当該感染の発生届を提出する必要はありません。
- ・なお、病原体定点から収集された検体の検査結果をもって、医師が診断をしなおす必要があると判断した場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行っていただく必要があります。

## よくある質問⑤

### 定点報告

問 定点医療機関数を減らすのはなぜですか？減らしても大丈夫でしょうか？

(回答)

- 定点医療機関の数は、保健所統合による人口当たりの定点数のばらつきの是正、定点を継続することが困難な状況にある医療機関に対する指定の見直し、急性呼吸器感染症サーベイランス開始による報告負担の軽減という観点から、  
患者数を報告する定点医療機関：約5000⇒約3000医療機関  
検体を提出する病原体定点医療機関：約500⇒約300医療機関  
に減らすこととしています。
- なお、定点数の変更による、インフルエンザの警報・注意報への影響については、現在、国立感染症研究所と確認を進めております。

## よくある質問⑥

### 病原体定点

問 病原体定点では、いつどのように検体を採取したらよいでしょうか？

(回答)

- ・病原体サーベイランスの検体提出は、週1回、「原則、営業日のうち週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標」に検体の提出をお願いしています。

(例：月曜日～土曜日が営業日の場合、第2営業日の火曜に来院し、急性呼吸器感染症の症例定義を満たした患者のうち、はじめの1～5人目までの患者から採取した検体)

- ・ただし、必要な検体数が1日で集まらなかった等の何らかの理由で第2営業日に収集が困難であった場合は、翌日の水曜日に必要な検体を追加収集する等、現場にあわせた対応を行っていただくことは可能です。
- ・検体は鼻咽頭拭い液が推奨されますが、鼻腔拭い液、鼻汁（鼻水）、鼻腔吸引液（希釈せず、吸引したものをスワブで採取）でも差し支えありません。
- ・保健所等による検体回収は月1回で実施する運用も可能です。



### 病原体定点

問 検体を採取するのは該当日の「はじめの5検体」でないといけませんか？

(回答)

- ・サーベイランスの観点で、なるべく無作為に検体を採取する必要があります。
- ・可能な限り、「はじめの5検体」の提出をお願いします。なお、対象となる患者から同意が得られなかった等の場合は、もちろんこの限りではありません。

## よくある質問⑦

### 病原体定点

問 今後、急性呼吸器感染症（ARI）の病原体定点として検体を提出するようになれば、これまでインフルエンザ病原体定点/COVID-19病原体定点として、インフルエンザやCOVID-19の陽性検体提出していたものは今後不要となるということでしょうか？

（回答）

- ・その通りです。インフルエンザ陽性検体を収集する体制を終了し、急性呼吸器感染症病原体定点からの検体提出へ体制を変更いたします。
- ・また、急性呼吸器感染症サーベイランス開始後は、これまで実施してきた、感染症法第15条に基づくCOVID-19のゲノムサーベイランスを終了し、感染症法第14条に基づく急性呼吸器感染症病原体定点から収集された検体を活用し実施します。今後は、COVID-19のゲノムサーベイランスのために検体を収集する必要ありません。

### 病原体定点

問 定点報告や病原体定点の負担軽減のために、何かよい方法はありますか。

（回答）

- ・オンラインによる報告を進めるなどの事務の効率化など、医療機関の負担をできる限り減らす方策を考えています。
- ・また、病原体定点の医療機関が活用できるよう、検体採取の対象となる患者さんへの説明リーフレットや自治体の皆様もHPに掲載できるようなサーベイランスの概要資料を作成し、[厚生労働省HP](#)に掲載予定です。ぜひご利用ください。

## よくある質問⑧

### その他

問 医療機関は、定点や病原体定点からの結果をどのように活用することができますか？

(回答)

- 定点や病原体定点から集まった情報をもとに、医療機関が利用しやすいよう国内の感染症情報を提供していく予定です。
- また、病原体定点から収集された検体からは、インフルエンザ、COVID-19のほか、ヒトメタニューモウイルス、ライノ／エンテロウイルス等の動向も示す予定です。
- 各種の感染症の発生動向を参考としていただき、医師による診断の目安、検査試薬の選択の判断、及び検査キットや薬剤の発注等にご活用いただけることを想定しています。
- また、自治体行政と連携して住民への注意喚起にもご活用ください。

### その他

問 感染症発生動向調査実施要綱と、届出基準は、いつ確定しますか？

(回答)

- 3月中旬に、以下2点を発出する予定で準備しています。  
感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について（感染症対策部長通知）  
感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）（感染症対策課長通知）
- 基本的には、令和7年2月4日の通知（※）の中で明記されているものが反映される予定です。  
※<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ari.html>

## よくある質問⑨

### その他

問 急性呼吸器感染症サーベイランスの結果は、いつから公表されますか？

(回答)

- 令和7年4月7日から報告を開始し、**初回公表日は、令和7年4月18日（令和7年4月7日～13日分）**を予定しています。
- 令和7年4月7日以降も、インフルエンザ／COVID-19の報告も継続して報告をお願いします。

急性呼吸器感染症（ARI）定点／病原体定点からの報告・公表のイメージ

日	月	火	水	木	金	土
3/23	24	25	26	27	28	29
インフルエンザ／COVID-19定点からの報告						
30	31	4/1	2	3	4	5
インフルエンザ／COVID-19定点からの報告						
6	7	8	9	10	11	12
急性呼吸器感染症（ARI）定点／病原体定点からの報告 週次報告（月曜日から日曜日）、翌週金曜公表						
13	14	15	16	17	18 公表 1回目	19
20	21	22	23	24	25 公表 2回目	26